平成２５年（フ）第５４０号
大阪府和泉市伏屋町１丁目８番16号、前住所大阪府大阪狭山市池之原２丁目962番地の１
債務者　宮　佐知子（旧姓野里）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５５７号
大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目７番８号
債務者　吉田　勝紀
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
大阪府泉大津市神明町４番８－７号
債務者　道井　弘子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６５号
大阪府和泉市王子町318番地の15
債務者　塩地　良光
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６６号
大阪府岸和田市春木北浜町13番11号
債務者　赤井　百代
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６７号
大阪府泉南市信達市場1543番地
債務者　中尾　忠広
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７３号
大阪府和泉市肥子町２丁目５番47―105号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番７―303号
債務者　杉本　勝栄
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
奈良市大宮町６丁目３―29―607、住民票上の住所奈良市大宮町２丁目４番15―306号
債務者　伏見　享之
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６５４号
熊本県上益城郡甲佐町大字早川1868番地21サングリーンＭｅｔｅｏＡ、前住所熊本県阿蘇市一の宮町中通597番地１
債務者　池田　佳史
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６５５号
熊本県上益城郡甲佐町大字早川1868番地21サングリーンＭｅｔｅｏＡ、前住所熊本県阿蘇市一の宮町中通597番地１
債務者　池田　由佳
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６６７号
熊本県合志市須屋2351番地27
債務者　篠原　愛美（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
静岡県掛川市国安1262番地の87
債務者　島田クラウディオこと　シマダクラウディオ
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
静岡県掛川市本郷1456番地の１
債務者　山本三千代
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
兵庫県姫路市広畑区末広町２丁目１番地５、従前の住所東京都大田区大森東４丁目34番20号　202
債務者　柏木亜紀奈
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４０号
兵庫県姫路市青山４丁目22番２号プレステージ青山Ⅲ405、住民票上の住所兵庫県姫路市青山南３丁目３番３―315号　県住宅供給公社青山団地３号棟
債務者　岡本　美喜
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４８５号
兵庫県姫路市勝原区山戸15番地
債務者　菅谷　秀夫
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９０号
長崎県長崎市昭和２丁目21番８号　山田第２ビル３Ｆ
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係